

年金あれこれ

あなたは年金を将来、受けられますか？

老齢基礎年金は最低25年間（受給資格期間の合算）保険料を納めなければ受給することができません。満額支給されるためには、40年間保険料を納める必要があります。

ムダにいませんか？あなたの保険料！

国民年金は20歳から60歳まで加入します。老齢基礎年金を受け取るためには、原則25年の加入期間が必要です。10年、20年保険料を納めていても、25年の加入期間を満たさない場合は、老齢基礎年金を受け取ることができません。さらに、老齢基礎年金は保険料納付済期間が40年あってはじめて満額支給されます。

60歳までの間に、25年の受給資格期間を満たせない方や40年の納付がなく年金額が満額にならない方は、60歳以降も国民年金に任意加入することができます。（保険料はその年度で定められている金額です）

40年間保険料を納め続けると、65歳から月に66,000円の基礎年金が受けられます。夫婦では月に約132,000円（22年度年金額）になります。

受給するために必要な期間（受給資格期間）は、

- ① 国民年金保険料納付済期間
- ② 免除期間
- ③ 合算対象期間
- ④ 厚生年金保険加入期間
- ⑤ 共済組合の組合員期間
- ⑥ 第3号被保険者期間
- ⑦ 学生納付特例期間
- ⑧ 若年者納付猶予期間

※①～⑧を合算して
25年以上です。

（ただし、③・⑦・⑧は受給資格期間を満たしているかどうかをみるときは計算されますが、年金額を計算するときには含まれません。）



■詳しくは役場住民課戸籍年金係（TEL 32-2422）

保険料納付を忘れずに・・・納めて安心国民年金

これからの家庭教育

～転び方を知らない子どもたち～

先月号で、体力は20歳前後にピークを迎え、そこからゆっくと低下する。親の世代のピーク時の体力を100とすると、今の子どもはかなり下の方でピークを迎えてしまい、その後、さらに低下をしつつ老いていく。ご紹介しました。

「転んで手の骨を折った」「飛び跳ねたら足をひねって骨折した」など、最近の子どもはちょっとしたことで骨折します。遊びの中で骨折をすることは昔もありましたが、小学生の骨折の発生率は約20年間の中で1.7倍に増えています。ケガは骨折ばかりではありません。転んだとき、とっさに手をつけずに顔を打つ、歯を折ってしまう、ボールをよければ頭にケガをするといったことが多いのは、動きをコントロールする能力が低下し、不器用な子どもが増えている証拠です。

これらの要因の1つとして、本来、動きが活発になる幼少児のころに、運動を伴う遊びがとて減っていることがあげられます。

いろいろな外遊びの体験不足によるバランス感覚の欠如に加え、自らの身をかばう術を習得する機会が少ないということが、骨折、顔や頭のケガの大きな要因となっているのです。

（元気アップ親子セミナーブック「TOUCH」抜粋）



—和寒町青少年育成町民会議—